

『医療系介護報酬改定のポイント』2024年版 正誤及び追補

※訂正箇所はゴシック太字下線表示。但し、下線等の訂正は「訂正箇所」欄に注釈で示す。(2024.5.13現在)

頁	訂正箇所	誤	正
	右の文言がある場所	高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算
7	上から3行目	(8) <u>人員、設備及び運営基準の改定によって、診療方針に関して利用者の意思決定支援を…</u>	(8) 診療方針に関して利用者の意思決定支援を…
26	上から20行目	緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 315単位→ 574単位 (据え置き)	緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 315単位→ 315単位 (据え置き)
147	上から6行目 ～10行目	<u>(2) 指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、情報提供を受けた別の医療機関の医師が診療し、訪問リハビリを実施する場合のリハビリテーション計画書については、別紙様式2-2-1を持ってそれに替えてもよいとする取扱いについて、これまでの通知が廃止され、新たに「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」(令和6年3月15日通知)(⇒P69)の別紙様式2-2-1を使用することとされた。</u>	【編注】訪問リハビリのみの取扱いのため、左を全文削除してください。
147	下から15行目	…することが義務付けられる。なお、介護医療院サービス費にも同様。	…することが義務付けられる。
147	下から12行目	(7) 身体拘束等の適正化の推進として下記を実施する。なお、 <u>介護医療院サービス費は従来から身体拘束適正化の推進が求められている。</u>	(7) 身体拘束等の適正化の推進として下記を実施する。
148	上から14行目	…の1を減算する。 <u>介護医療院サービス費も同様。</u> 高齢者虐待防止の取り組みは、下記を参照。	…の1を減算する。高齢者虐待防止の取り組みは、下記を参照。
148	上から21行目	なお、 <u>介護医療院サービス費にも新設されたが、減算割合が異なる。</u> 業務継続計画の…	なお、業務継続計画の…
149	上から23行目	(22) 12月を超えた場合に、 <u>1回につき5単位減算</u> となっていたが、下記要件を満たす場合は減算しなくて良いこととなった。ただし12月を超えた場合に、下記の要件を満たさない場合は <u>1回につき30単位減算</u> となる。	(22) 12月を超えた場合に、 <u>1月につき要支援1の場合20単位、要支援2の場合40単位減算</u> となっていたが、下記要件を満たす場合は減算しなくて良いこととなった。ただし12月を超えた場合に、下記の要件を満たさない場合は <u>1月につき要支援1の場合120単位、要支援2の場合240単位減算</u> となる。
149	下から11行目	ファレンスに参加し、退院時共同指導を行い、初回訪問リハを行った場合に、…	ファレンスに参加し、退院時共同指導を行い、初回通所リハを行った場合に、…
187	上から12行目	ただし、 <u>感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合は、2025年3月31日までの間は、この規定は適用しない。</u>	ただし、2025年3月31日までの間は、この規定は適用しない。
211	下から2行目	…別紙様式6等により提供する。	…別紙様式6(⇒P49)等により提供する。
213	上から6行目 ～10行目	<u>(室料相当額減算(26単位/日))【新設】(2025年8月実施)(要支援・要介護)</u> <u>20) その他型及び療養型病室において、2025年8月より室料相当減額が新設される。療養室の床面積が8㎡以上の場合、1日につき26単位を所定単位数から減算する。</u>	【編注】病院・診療所の短期入所療養介護には、室料相当額減算は設定されないため、213頁、235頁とも、左を全文削除してください。
236	上から4行目 ～8行目	<u>(編注：特定入所者介護サービス費(補足給付)の改定内容はまだ示されていないが、利用者負担段階1～3までは補足給付され、負担は増加しない見込みである)</u>	
251	下から7行目	<u>従前の加算の要件に(Ⅰ)に加え、下記ア～ウの要件を満たすことが必要とされた。</u>	<u>加算(Ⅱ)に加え、下記ア～ウの要件を満たすことが必要とされた。</u>
254	下から12行目	(32) 認知症チームケア推進加算が新設された。下記の基準を満たして届け出た施設で、 <u>下記の対象者に…</u>	(32) 認知症チームケア推進加算が新設された。下記の基準を満たして届け出た施設で、 <u>「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする(日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する人)」に…</u>
255	下から8行目	(38) 新興感染症等施設療養費が新設された。入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した	(38) 新興感染症等施設療養費が新設された。入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症(令和6年4月時点において指定している感染症はない)に感染した

305	下から 8 行目	ア. 協力医療機関が次の全てを満たす場合 (50 単位/月)	ア. 協力医療機関が次の全てを満たす場合 (50 単位/月)。 ただし、2025 年 3 月 31 日までの間は、100 単位/月
305	下から 1 行目	…動・心理症状の予防等に資するチームケアを提供した場合に算定できる。…	…動・心理症状の予防等に資するチームケアを「 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする (日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する人) 」に提供した場合に算定できる。…
306	下から 10 行目	(21) 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、…	(21) 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症 (令和 6 年 4 月時点において指定している感染症はない) に感染した場合に相談対応、診療、…
309	上から 2～3 行目	● Ⅱ型介護医療院サービス費 (Ⅰ)、Ⅱ型介護医療院サービス費 (Ⅱ)	● Ⅱ型介護医療院サービス費 (Ⅰ)
336	下から 10～11 行目	<看護 6 対 1 + 介護 4 対 1 (定員 19 人以下医療機関併設型は看護 6 対 1 + 介護 6 対 1)>	<看護 6 対 1 + 介護 4 対 1 (定員 19 人以下医療機関併設型は看護 6 対 1 + 介護 6 対 1)> ● Ⅱ型介護医療院サービス費 (Ⅱ) <看護 6 対 1 + 介護 5 対 1>
334	上から 1 行目	…別紙様式 6 等により提供する。	…別紙様式 6 (⇒P49) 等により提供する。
354	354-355 頁の「3	特別診療費識別一覧」を別添の「(別表 6) 特別診療費識別一覧」に差し替える。	
374	上から 1 行目	第 6 節 介護職員等処遇改善加算	第 6 章 介護職員等処遇改善加算

最新の正誤表については、保団連 HP (<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介しておりますので、ご確認下さい。

保団連正誤表

検索

<https://hodanren.doc-net.or.jp/>



名称	識別番号	摘要欄記載事項、算定条件その他																					
感染対策指導管理	01	1日につき算定																					
褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	34	1日につき算定																					
褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	56	1月につき算定																					
初期入所診療管理	05	入所中1回(又は2回)算定																					
重度療養管理	35	<p>摘要欄に入所者の状態(イからへまで)を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>例 ハ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">入所者の状態</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td> <td>イ</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</td> <td>ロ</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態</td> <td>ハ</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</td> <td>ホ</td> </tr> <tr> <td>へ</td> <td>膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td> <td>へ</td> </tr> </tbody> </table> <p>1日につき算定</p>	入所者の状態		記号	イ	常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ	ロ	呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ	ハ	中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態	ハ	ニ	人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ	ホ	重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ	へ	膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	へ
入所者の状態		記号																					
イ	常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ																					
ロ	呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ																					
ハ	中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態	ハ																					
ニ	人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ																					
ホ	重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ																					
へ	膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	へ																					
特定施設管理	02	1日につき算定																					
特定施設管理個室加算	03	同上																					
特定施設管理2人部屋加算	04	同上																					
重症皮膚遺瘍管理指導	06	1日につき算定																					
薬剤管理指導	09	<p>摘要欄に算定日を記載すること。</p> <p>例 6日、20日 単位を省略することも可。</p> <p>例 6、20</p> <p>月4回を限度として算定</p>																					
薬剤管理指導情報活用加算	57	1月につき算定																					
特別薬剤管理指導加算	10	1回につき算定																					
医学情報提供(Ⅰ)	11	同上																					
医学情報提供(Ⅱ)	12	同上																					
理学療法(Ⅰ)	18	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定																					
理学療法(Ⅱ)	19	同上																					
理学療法リハビリ計画加算	20	月1回を限度(発症の月に限り)として算定																					
理学療法日常動作訓練指導加算	22	月1回を限度として算定																					
理学療法リハビリ体制強化加算	48	理学療法(Ⅰ)1回につき算定																					
理学療法(Ⅰ)情報活用加算1	58	月1回を限度として算定																					
理学療法(Ⅰ)情報活用加算2	62	月1回を限度として算定																					
理学療法(Ⅱ)情報活用加算1	59	月1回を限度として算定																					
理学療法(Ⅱ)情報活用加算2	63	月1回を限度として算定																					
作業療法	25	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定																					
作業療法リハビリ計画加算	27	月1回を限度(発症の月に限り)として算定																					
作業療法日常動作訓練指導加算	29	月1回を限度として算定																					
作業療法リハビリ体制強化加算	49	作業療法1回につき算定																					
作業療法情報活用加算1	60	月1回を限度として算定																					
作業療法情報活用加算2	64	月1回を限度として算定																					
言語聴覚療法	39	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定																					
言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	50	言語聴覚療法1回につき算定																					
言語聴覚療法情報活用加算1	61	月1回を限度として算定																					
言語聴覚療法情報活用加算2	65	月1回を限度として算定																					
理学療法(Ⅰ)(減算)	42	利用を開始又は入所した日から起算して4月を超えた期間において、個別リハビリテーションの合計回数が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定																					
理学療法(Ⅱ)(減算)	43	同上																					
作業療法(減算)	45	同上																					
言語聴覚療法(減算)	47	同上																					
摂食機能療法	31	1日につき(月4回を限度)算定																					
短期集中リハビリ加算	52	<p>摘要欄に当該施設に入所した日付を記載すること。</p> <p>例 20180501 (入所日が2018年5月1日の場合)</p> <p>理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合、1日につき算定</p>																					
精神科作業療法	32	1日につき算定																					
認知症入所精神療法	33	1週間につき算定																					
集団コミュニケーション療法	54	1回につき算定(1日3回を限度)																					
認知症短期集中リハビリ加算	55	1日につき算定(1週に3日を限度)																					